官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六六）　一
○作物統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産二八）　三
〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府一〇〇）　四
○作物統計調査の農林水産大臣が定める件の一部を改正する件（農林水産九六〇）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一六

省令

○厚生労働省令第六十六号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十三条（同法第二十条の三第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の二（同法第二十条の九第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十九条の四並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（療養補償給付たる療養の費用の請求）	（療養補償給付たる療養の費用の請求）
第十二条の二　療養補償給付たる療養の費用の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、当該者が施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第九条の二第一項の届出に係る同項の施術所及び柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二条第二項に規定する施術所をいう。）のうち都道府県労働局長が定めるもの（以下「指名施術所」という。）において治療を受ける場合にあつては、当該請求書を、当該指名施術所を経由して所轄労働基準監督署長に提出することができる。	**第十二条の二**　療養補償給付たる療養の費用の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　療養の給付を受けなかつた理由（当該者が、柔道整復師法第二条に規定する柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師の治療を受ける場合にあつては、この限りでない。）	七　療養の給付を受けなかつた理由
八　（略）	八　（略）
2　（略）	2　（略）
3　（略）	3　（略）